

第 5 回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 7 月 26 日 (木) 14:00 ~ 17:00
場 所	滋賀県庁新館大会議室 (7 階)
出 席 者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、原参事、林野主任主事 説明員：上田最終処分場特別対策室長、西山主査
傍 聴 者	6 名
次 第	1 開 会 2 議 事 (1)会議の非公開について (2)県からの事実確認について (3)論点の整理について (4)次回ヒアリングの予定について 3 閉 会
議事概要	<p>【 会議の非公開について】</p> <p>議題 4 の「次回ヒアリングの予定について」は、県庁の職員の方々に事情を尋ねることになり、個人名が出てきたり、あるいは職員の氏名そのものが個人情報となり保護対象となることから、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に係る情報に該当すると認められるので、附属機関等の会議の公開等に関する指針に従い、非公開とすることが決定された。</p> <p>【 県からの事実確認について】</p> <p>「住民ヒアリング聴取事項に対する県の対応等について」(資料 1) に基づき、説明員より説明を行った。</p> <p>質疑および主な意見</p> <p>(池田委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 1 で、「住民意見に対する県の対応等」欄で空欄になっている点は、その対応をしなかったというのと、対応したが、資料が見つからないというのがあるということか。 <p>(説明員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明の根拠を求められたときに、その根拠の部分が出せるものについては書いている。事実かどうかわからないものについては、書いていない。また、当時の担当職員が答えた方が良いと思われるものも省略している。先入観を排除するため記録で事実が説明できるものについて資料は整理している。 <p>(渡部委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 1 の 3 ページの上から 2 段目、県は、RD 社の大量埋立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋立てを追認したという指摘があるが、その横の平成 13 年 6 月定例会答弁に書いてあるような判断をしたというのは何か資料で残っているか。だれが、どういう経過で判断したかというのがわかるようなことが、一つのターニングポイントになると思う。 <p>(説明員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設許可は決裁事項であるので、その決裁の起案が残っており、それ

を見ていただければわかると思う。

(渡部委員)

- ・この定例会の答弁というのは知事がしたのか。

(説明員)

- ・知事答弁ないし部長答弁である。それと、予算委員会になると、もう技監、課長の答弁が入っている。誰が答弁したかということについて必要であれば整理をさせていただく。

【論点の整理について】

「県の対応についての論点(案)」(資料2)に基づき、事務局より説明

質疑および主な意見

(宮本委員)

- ・今回の事例では住民が動かなければ、県庁は動かないという印象を受けるが、本来であれば、許可を出すだけでなく、そのあとも指導、監督などの定期的なチェックをして、たとえ住民が受認をしている範囲内であっても、生活環境上の被害があれば、県庁として独自に把握する仕組みがなければならない。それはあったと思うが、業者に対する報告徴収の一般的な対応は、例えば昭和50年代の後半や昭和60年ぐらいにどうだったかが、情報として必要だと思う。
- ・昭和59年から昭和61年ぐらいに、収集運搬業について、例えば繊維くずなど、有機物の収集運搬が追加されているが、確かに内部で焼却もしている。中間処分をしてるから、収集運搬業に追加するというのはリーズナブルな判断だったかもしれないが、ただ、それを埋めてないという確認は、どの段階でされたのか、また出発点の問題として、処分庁の方から業者に対して、どういう形で担保をとろうとしたのかという経緯が抜けているのではないか。
- ・住民運動が形成される契機になったのは悪臭や煤塵に対する不満がたまっていたところに、ガス化熔融炉に対する心配、新しく危険性のあるものが現れて住民運動が形成されてくるわけだが、平成10年の段階で、RD社がある一定の危険性のあるものを運営するに値するののかという点についても、一つの論点だろうと思う。
- ・平成12年1月19日から1年、住民が公害調停をやっているが、この話が、ほとんど出てこない。住民にとって一番使いやすいシステムの公害調停が、なぜ機能しなかったかをもう一回ここで復習しておくことが、今後の教訓になると思う。
- ・平成12年5月ぐらいに、栗東町は再調査するとして方針を転換していくように見えるが、県は、むしろいかに業者を生かさず殺さずうまく軟着陸するかに、引き続き固執しているように見える。栗東町が住民の方に立とうとしているときに、県は町とどういう関係をとっていたのか考える必要がある。
- ・資料には出てこないが、平成13年2月10日に知事と町長が住民に直接対応している。知事が住民に直接対応するときには、当然、県庁内でそれなりの腹をくくるような意思決定が行われたと思うが、その際にどういう意思決定が行われたかについては、今の資料では確認で

きない。知事を住民の前に出そうという判断を事務方としてした経緯も、一つの行政部内の判断として論点となり得ると思う。

- ・平成13年9月から12月にかけての幾つかの行政処分が、必ずしも完全な形で履行されていないが、その後の処分の上乗せのペースが遅いと思っている。平成13年末までに腹を固めていながら、14年になってもずるずると、その履行をしてもらえると期待に基づいて動いていたのではないかと思うので、この辺で業者の財務状況の把握や、財産の保全について破産に持っていかなれないために、どう考えていたのかも論点であると思う。

(池田委員長)

- ・論点は、個別的な検証のほかに、総合的な検証がある。時系列的に整理すると、個別の事件についてどう対応したか。それが妥当だったか、違法ではなかったかどうかを検証になるが、もっと広く総合的な検証も必要ではないか。従って、個別的な検証では出てこないが、内部的に意思を形成する過程に問題がなかったかどうかや、そういう意思形成過程における県の対応などが総合的な問題の検証になるのではないかと思うが、その点はどうか。

(事務局)

- ・個別の検証の後、委員長がおっしゃるように、総合的な観点からの検証という部分も必要であると、事務局も認識している。どういうまとめ方をするか、その点については、当然またお諮りをさせていただく。

(池田委員長)

- ・検証項目が非常に多いわけだが、これを時系列的なまとめでよいのか、もう少し別のまとめ方があるのかとかいう気もする。つまり、住民の皆さんからの要望とか苦情に対する対応とか、あるいは法律に基づくいわゆる行政命令のあり方とか、くくり方というのがいろいろあるような気もする。

(宮本委員)

- ・次回職員ヒアリングであるため、該当部分の担当がわかりやすいように一度時系列的に整理したうえで、幾つかの裁量の部分や、意思決定の部分の事実確認をそれぞれの人に委員会として直接話を聴き、それを受けて総合的なものに事務局と詰めていくのがよいと考える。

【 次回ヒアリングの予定について】

委員協議の結果は次のとおり。

ヒアリングする候補者を概ね選んだ。

ヒアリング内容については、次回委員会までに詰めることとした。

以 上